

# おおつ障害者プラン(案) について

(障害者計画・障害福祉計画(7期)・  
障害児福祉計画(3期))



つながる



仲間

令和6年3月14日

福祉部障害福祉課

## 目 次

1. おおつ障害者プラン（案）に対する  
パブリックコメント結果
  - (1) 結果概要について . . . . . P 3
  - (2) ご意見を踏まえて反映したものの . . . . . P 4
  - (3) その他の主なご意見 . . . . . P 7
  
2. 大津市社会福祉審議会からの答申について . . . P 10

# 1. おおつ障害者プラン(案)に対する パブリックコメント結果

## (1) 結果概要について

- 意見募集期間 令和5年12月8日(金)から令和5年12月27日(水)
- 意見者数 . . . . . 9名
- 意見数 . . . . . 44件
- 意見取扱い内訳
  - ・ ご意見を踏まえて反映したもの . . . . . 23件
  - ・ ご意見に対してプランの該当ページ等を  
補足説明するもの . . . . . 10件
  - ・ 今後の取組の参考とさせていただくもの . . . . . 8件
  - ・ ご質問やご感想、案以外へのご意見 . . . . . 3件

# 1. おおつ障害者プラン(案)に対する パブリックコメント結果

## (2) ご意見を踏まえて反映したもの(主なものを抜粋)

該当頁	ご意見(要約)	市の考え方
全体	用語等について、用語集を追加して欲しい。	巻末の資料編に用語解説を掲載する。
4	合理的配慮に関して、事業者の過度な負担にならないなど曖昧な表現が多い。事業者が安心できるような文言を入れた方が良い。	注釈として合理的配慮の提供の定義を追記する。資料編の用語解説にも掲載する。 なお、合理的配慮は建設的対話(話し合いにより折り合いをつけること)によってなされるべきものであり、別途「合理的配慮の提供事例集」を活用するなどし、周知・啓発を図っていく旨を、本プランに記載している。
8	SDGsの記載について、本計画での各施策がどの目標に関連しているかを記載してはどうか。	障害者計画の7つの施策毎の見出し部分に、SDGsの関連する目標アイコンを明示。

# 1. おおつ障害者プラン(案)に対する パブリックコメント結果

該当頁	ご意見(要約)	市の考え方
10	多くの市民、及び団体等にも情報提供・啓発できるようにプランの「概要版」を作成してはどうか。	「 <u>概要版</u> 」を作成する。
11	アンケート調査結果の概要を本計画書の巻末に追記してはどうか。	巻末の資料編に <u>アンケート調査結果の概要</u> を掲載する。
34	「短期入院」という文言があるが「(できる限り入院治療に頼らない)地域対応」という文言がより良いと思う。 「入院の短期化」だけを実施しても地域の受け皿がないと再入院になり意味がない。	「 <u>早期発見、早期治療、短期入院を目指した保健医療体制の構築</u> 」を「 <u>早期発見、早期治療を目指した地域での保健医療体制の構築</u> 」に修正する。
38	「内部障害や難病の人等、援助や配慮を(以下略)」の文言に精神障がいや発達障がいについても明記してほしい。外見からは分かりにくい場合でもヘルプマークを活用する人はおられる。	「 <u>内部障害や難病の人等</u> 」を「 <u>内部障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病の人等</u> 」に修正する。

# 1. おおつ障害者プラン(案)に対する パブリックコメント結果

該当頁	ご意見(要約)	市の考え方
41	成年後見制度に関して、2026年に民法改正案を国会に提出される予定となっているようだが、その旨を明記してはどうか。	「 <u>制度改正の動向を注視するとともに</u> 」との文言を追記する。
59	主な事業「関係各課や医療機関並びに訪問看護ステーション等との連携」に「サービス提供事業所」の語句を加えてほしい。	指摘のとおり追記する。
73	障害者雇用促進法の改正について、具体的に「2024年4月に法定雇用率が引き上げられる」と追記してはどうか。	「 <u>令和6年4月からの</u> 」法定雇用率の段階的引き上げや・・・』との文言を追記する。
105	「ペアレントメンター」の用語の説明をつけてはどうか。	注釈として追記するとともに、資料編の用語解説にも掲載する。
107	「重度障害児が受け入れてもらえない現状がある。」という文章をはじめに入れて欲しい。	「 <u>重度障害に対応できる事業所等が少ないことから</u> 」との文言を追記する。

# 1. おおつ障害者プラン(案)に対する パブリックコメント結果

## (3) その他の主なご意見

該当 頁	項目	ご意見(要約)	市の考え方
62	重度障害者医療費の助成	「精神障害者通院医療費、重度障害者医療費の助成」とあり、身体・知的障がい者と精神障がい者で医療費助成制度が区別されています。現在は精神障がい者だけ「自立支援医療(精神通院)適用分」以外の医療費助成が一切ありませんが、滋賀県とも協議の上、他の障がい者と同様に「(精神通院医療以外も含めて)保険診療分は原則助成」する制度に改めて下さい。精神障がい者の多くは収入が低く、精神通院以外の受療が困難です。この状況を変えるために早期にこの制度を改正して下さい。	ご指摘の、自立支援医療(精神通院)適用分以外の医療費助成に関して、令和6年4月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、及び精神障害者保健福祉手帳2級＋身体障害者手帳3級を所持し、20歳に達する日の属する月の末日を経過した方のうち、一定の所得要件を満たす方について、新たに福祉医療費助成事業の対象となります。詳細は、同事業を所管する保険年金課医療助成係まで、お問い合わせください。

# 1. おおつ障害者プラン(案)に対する パブリックコメント結果

該当 頁	項目	ご意見(要約)	市の考え方
68	障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実(バス・鉄道運賃割引)	「障害によって生じる、移動面での制約を軽減するため…(以下略)」の部分で、路線バスや鉄道運賃の助成も検討して下さい。交通事業者との調整が必要ですが、身近に路線バスや鉄道がある人にとってはニーズがあるはずです。	路線バスや鉄道運賃の割引については、既に様々なバス会社、鉄道会社において実施されています。割引実施の有無や対象手帳種別等は、それぞれの会社によって違うので、詳細は「大津市障害福祉のしおり」の「7 交通に関するサービスと割引」のページでご確認ください。なお、同しおりは本市ホームページにもデジタルブックとPDFで掲載しています。



# 1. おおつ障害者プラン(案)に対する パブリックコメント結果

該当 頁	項目	ご意見(要約)	市の考え方
71	重度障害者等への支援(グループホームの整備)	<p>43才の知的障害のある息子がいる73歳の親です。障害は「区分5」の重度で常に介助が必要です。日中は作業所に通っておりますが、帰宅してもすぐ外へ飛び出して行きます。ドライブで時間を過す毎日です。車の運転が出来なくなったら自宅で世話する事はもう不可能です。</p> <p>グループホームの申し込みをしても希望者が多く入居することが出来ません。日一日と年を重ねる私達には、待ったなしの状況です。入居を待ち望んでいる沢山の者達が、この住み慣れた滋賀の地で、親亡き後も安心して暮らせるように、早急にグループホームが建設されるようにお願いします。</p>	<p>重度の障害者が入居できるグループホームの整備は重要であり、プランでも、「重点的に取組む施策」の一つとして位置づけ、p34で「重症心身障害者や医療的ケアを必要とする人、強度行動障害を呈する知的障害者に対応できる生活介護等の日中の場、短期入所や住まいの場の充実」を、p35では「障害者の親等の家族の高齢化、親亡き後を見据え、住まいの場の確保や在宅サービスなどの地域生活基盤の充実」を挙げています。また、p69、p94に重度の障害者が入居できるグループホーム等の整備の促進を挙げています。今回頂戴したご意見は、施策推進のための参考とさせていただきます。</p>

## 2. 大津市社会福祉審議会からの答申について

(1) 答申日時 令和6年2月16日(金)  
午後2時30分～午後3時00分

(2) 答申内容 別添の計画(案)のとおり

